

判例評釈

知的財産の間接侵害— 日本のMYUTA事件とアイメックス事件を中心として*

高 栄洙**

目 次

- I. 事案の概要
- II. 判旨
 - 1. (争点1)本件サーバにおける3G2ファイルの複製行為の主体について
 - 2. (争点2)本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信行為の主体と自動公衆送信行為の該当性について
- III. 評釈
 - 1. 問題の所在
 - 2. 従来システム支援型事件判決における行為主体の判断
 - 3. 韓国のアイメックス事件判決
 - 4. 検討
 - 5. まとめ

要 旨

本稿では、日本のMYUTA事件判決を素材で、韓国のアイメックス事件の判決との比較を通して、デジタル ネットワーク環境下で発生するインターネットサービス提供者の著作権(特に複製権及び公衆送信権)の侵害成立の有無について両国の法適用上の違い明らかにした。

* 本稿は、帝塚山法學16號(2008年)に掲載したものを若干修正を加えたものである。

** 帝塚山大学法政策学部

MYUTA事件判決の特徴は、本件サービスによる著作権侵害の責任をインターネットサービス提供者に問うべきかそれとも使用者に問うべきかについて、インターネットサービス提供者に著作権の直接侵害を認めている点である。また、インターネットサービス提供者が物理的な行為をしない場合でも著作権法の規律的観点いわゆる規範的行為主体の概念を用いて、責任認定の範囲を広げている点である。

このような傾向は、日本の従来判例によって形成されてきたカラオケ法理の影響を少なからず受けていることに由来するものといえるものであり、その論拠として一貫してシステムの支配・管理性と利益性を挙げている。ただし、学説上では、システム支援型サービス提供者に対する著作権及び著作隣接権の侵害責任について、インターネットサービス提供者に対する著作権の直接侵害を容認することに否定的な立場が多く、これをあくまでも著作権の間接侵害として解釈する傾向が強いものと思われる。したがって、少なくとも韓国の一連の類似判例において、インターネットサービス提供者に直接侵害責任を問うことよりは民法上の共同不法行為責任または幫助責任の問題として取り扱ってきた傾向とはかなりの違いがあるように見える。

今後の検討課題として、使用者が物理的な直接利用行為(たとえば、使用者のPCからインターネットサービス提供者のサーバーへの複製行為やサーバーから携帯電話への送信行為)に対して、十分な法的判断(いわゆる私的複製の成立如何)を行わず、インターネットサービス提供者の行為に対する法的判断を直ちに行うことができるのかとインターネットサービス提供者によるシステムの支配・管理性を理由に、その利用主体の範囲に含ませることができるのかである。

アナログ著作物がデジタル化され、ひいてはネットワーク回線を通して、複製や伝送が同時多発的に行われる状況の下では、著作権や著作隣接権侵害の問題について、その法的責任を利用者やインターネットサービス提供者のどちらか一方にのみそれを認めるのは、困難であり、当該提供サービスの構造や利用者の利用形態などを綿密に検討し、責任分配にも考慮して、著作権者と利用者そしてインターネットサービス提供者のすべての者が最大の満足をもたらす方向での法運用が望ましいと考えられる。

キーワード

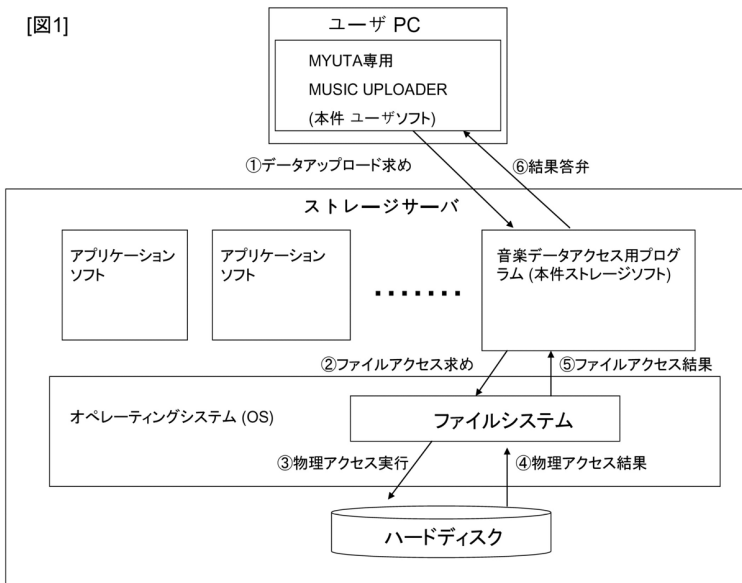
著作権、著作隣接権、公衆送信権、複製権、間接侵害

I 事案の概要

Xは、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象として、「MYUTA」の名称により、CD等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことのできるサービス(以下「本件サービス」¹⁾という。)につき機能を限定して無料による試用を開始した。

Yは、音楽著作権等管理事業者として、国内外の著作物について、多くの作詞者、作曲者、音楽出版者等の著作権者から著作権ないしその支分権(演奏権、上映権、録音権等)につき信託を受け、これらの著作物(以下「管理著作物」という)を管理している団体である。

1) その具体的な内容は、[図1]と[図2]で示されるように、Xが作成して提供する「MYUTA専用MUSIC UPLOADER」(以下「本件ユーザーソフト」という。)を用いて、ユーザーが楽曲の音源データを自己のパソコンで携帯電話用ファイル(3G2形式)に圧縮し、インターネットを経由してXの運営する「MYUTAサーバ」(以下「本件サーバ」という。)のストレージ(外部保存媒体。具体的にはストレージサーバ内の大容量のハードディスク)にアップロードして蔵置し、これを任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードできるようにするものであり、



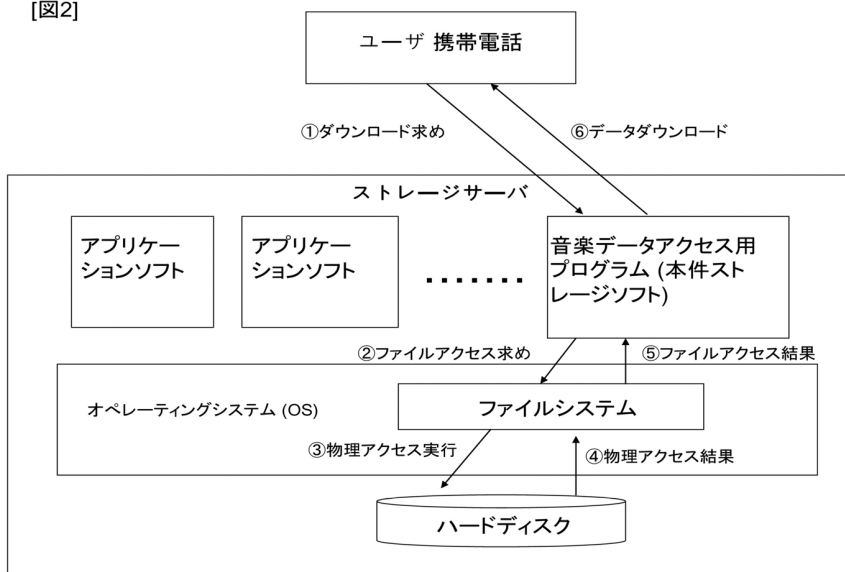
本件は、Xが、Xの本件サービスの提供について、作詞者、作曲者、音楽出版者その他著作権を有する者から委託されて管理する管理著作物の著作権に基づく差止請求権がYに存在しないことの確認を求めて、本件訴訟を提起したものである。本件において、争点となったのは、ユーザのパソコン、ユーザの携帯電話、本件サーバそれぞれにおける3G2ファイルの複製行為の複製権侵害の成立有無と、本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信行為や本件サーバにおける3G2ファイルの蔵置に送信可能化行為の公衆送信権侵害の成立有無について、それぞれその行為主体が誰かである。

II 判旨

請求棄却(確定)。

これにより、ユーザーにおいて、携帯電話で楽曲を自由に再生することができる、というものである。

[図2]



1. (争点1)本件サーバにおける3G2ファイルの複製行為の主体について

本件サーバにおける3G2ファイルの複製行為の主体について、「[1]Xの提供しようとする本件サービスは、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象として、CD等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことができるようにするものであり、本件サービスの過程において、複製行為が不可避免的であって、本件サーバに3G2ファイルを蔵置する複製行為は、本件サービスにおいて極めて重要なプロセスと位置付けられること、[2]本件サービスにおいて、3G2ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは、Xがこれを所有し、その支配下に設置して管理してきたこと、[3]Xは、本件サービスを利用するに必要不可欠な本件ユーザソフトを作成して提供し、本件ユーザソフトは、本件サーバとインターネット回線を介して連動している状態において、本件サーバの認証を受けなければ作動しないようになっていること、[4]本件サーバにおける3G2ファイルの複製は、上記のような本件ユーザソフトがユーザのパソコン内で起動され、本件サーバ内の本件ストレージソフトとインターネット回線を介して連動した状態で機能するように、Xによってシステム設計されたものであること、[5]ユーザが個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であり、本件サービスにおける本件サーバのストレージのような携帯電話にダウンロードが可能な形のサイトに音源データを蔵置する複製行為により、初めて可能になること、[6]ユーザは、本件サーバにどの楽曲を複製するか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバにおける音源データの蔵置に不可欠な本件ユーザソフトの仕様や、ストレージでの保存に必要な条件は、Xによって予めシステム設計で決定され、その複製行為は、専ら、Xの管理下にある本件サーバにおいて行われるものであることに照らせば、本件サーバにおける3G2ファイルの複製行為の主体は、Xというべきであり、ユーザということとはできない。」とした。

2. (争点2)本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信行為の主体と自動公衆送信行為の該当性について

まず、本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信行為の主体について、判旨は、「[1]本件サービスの過程において、音源データの送信行為が不可避的であって、本件サーバから3G2ファイルを送信する行為は、本件サービスにおいて不可欠の最終的なプロセスと位置付けられること、[2]本件サービスにおいて、3G2ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは、Xがこれを所有し、その支配下に設置して管理してきたこと、[3]本件サーバによる3G2ファイルの送信は、インターネット回線を介して、ユーザの携帯電話と本件サーバ内の本件ストレージソフトが連動して機能するように、Xによってシステム設計されたものであること、[4]本件サーバからの送信行為は、本件サーバでの複製行為を前提とするものであり、ユーザが個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であること、[5]ユーザは、本件サーバにどの楽曲をダウンロードするか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバによる音源データの送信に係る仕様や条件は、Xによって予めシステム設計で決定され、その送信行為は、専ら、Xの管理下にある本件サーバにおいて行われるものであることに照らせば、本件サーバによる3G2ファイルの送信行為の主体は、Xというべきであり、ユーザということはできない。」としている。

また、自動公衆送信行為の該当性については、「本件サーバからユーザの携帯電話に向けての音源データの3G2ファイルの送信は、公衆たるユーザからの求めに応じ、ユーザによって直接受信されることを目的として自動的に行われるものであり、自動公衆送信(同法2条1項9号の4)といえることができる。」としている。

III 評釈

1. 問題の所在

本判決は、本件サーバにおける3G2ファイルの複製及び本件サーバからユーザの携帯電話に向けた3G2ファイルの送信を行なうといういわゆる「システム支援型サービス」において、「音楽著作物の複製は、Xが行い、自動公衆送信も、Xが行っているから、それらの行為は、Yの許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害するものである。そうすると、音楽著作物の蔵置及びユーザの携帯電話に向けた送信につき、Yは差止請求権を有するものである。」と判断したものである。つまり、サーバへの複製行為及び携帯電話への送信行為は、いずれの場合もYの管理著作物の複製権及び公衆送信権の侵害に当たるとした上、その行為主体はユーザではなく、Xであることを明確にしたのである。

そこで本判決の結論については、検討すべき問題として、大きく二つのことを指摘することができると思われる。第1は、ユーザの物理的な直接利用行為(たとえば、ユーザのPCからXのサーバへの複製行為やサーバから携帯電話への送信行為)について十分な法的判断(いわゆる私的複製の成立如何)を行なわずに²⁾、X行為の法的判断に直ちに移行していることである。第2は、Xによる本件システムの支配・管理性を理由に、Xをその利用主体の範囲に包摂しようとしていることである。前者については、本判決がその判断の対象外としているので、本稿においてもこれを論外とし³⁾、本判決が判

2) つまり、本判決は、ユーザーの行為について、一切の責任を負わないとする法的判断の根拠として、「アップロードによって複製のための操作の端緒となる関与をしたに過ぎない」と、「再生可能な形で携帯電話に取り込むことに関しては、技術的に相当程度困難である」ことを挙げている。しかしユーザーの上記行為の本件サービスの実現に向けての寄与度がたとえ低いものと評価される場合であっても、ユーザーの主観的意思決定に基づいて、複製対象の特定、複製、利用がなされるということの法的判断は、看過すべきものではないように思われる。

3) ただし私見として結論だけを述べておくと、ユーザーが本件サービスにおいて、主観的な

断対象としている後者についてのみ検討することにした。

2. 従来システム支援型事件判決における行為主体の判断

従来日本で、システム支援型サービスにおけるサービス提供者の複製・伝送行為の主体性が争点となった判例が幾つか存在する。以下では、これらの事件の概要と判旨をまとめておく。

(1) ファイルログ事件⁴⁾

本件は、Xら(音楽著作権管理業者及びレコード会社)が、Yに対して、Yの「ファイルログ」(File Rogue)という名称で運営する電子ファイル交換サービスにより、Xらが著作隣接権を有する音楽著作物のMP3形式に係る電子ファイルが送受信されることについて、それが同著作隣接権を侵害するとしてその差止めを求めるとともに、YとY代表取締役に対して、同著作隣接権の侵害に基づく損害賠償を求めた事案である。

判旨は、Yのサービスについて、「[1]MP3ファイルの交換に係る分野については、利用者をして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスという性質を有すること、[2]本件サービスにおいて、送信者がMP3ファイル(本件各MP3ファイルを含む。)の送信可能化を行うことはYの管理の下に行われていること、[3]Yも自己の営業上の利益を図って、送信者に上記行為をさせていたこと等から、Yは、本件各レコードの送信可能化を行っているものと評価することができ、したがって、Xらの有する送信可能化権の侵害の主体であると評価できる」とした。

意思決定により、複製および伝送を行なっていることを鑑みて、少なくとも私的複製の許容範囲の問題として議論される必要は充分ありうと思われる。

4) 東京地判平成15年12月17日判時1845号36頁、判タ1145号102頁。

(2) 録画ネット事件⁵⁾

本件は、Xが、利用者ごとに一台ずつ販売したテレビチューナー付きのパソコンを、Yの事務所にまとめて設置し、テレビアンテナを接続するなどして放送番組を受信可能な状態にするとともに、各利用者がインターネットを通じてテレビパソコンを操作して録画予約し、録画されたファイルを自宅などのパソコンに転送できる環境を提供することにより、海外などにおいて、日本国内のテレビ番組を録画して視聴できるように、「録画ネット」という名称で放送番組の複製・送信サービスを行なっているYに対して、その差止めを求めた事案である。

判旨は、著作物の複製の主体を評価、認定するに当たっては、「複製にかかるYの管理・支配の程度と利用者の管理・支配の程度などを比較衡量した上で、複製行為の主体を認定すべきである」として、Yの利用主体性を認める可能性を明らかにした上で、複製の支配・管理性が利用者よりYの方が強いとして、Yの利用主体性を認めた。

(3) 選撮見録事件⁶⁾

本件は、テレビ放送業者Xらが、Yの販売商品が、Xらがテレビ番組の著作人として有する著作権(複製権及び公衆送信権)並びにXらが放送事業者として有する著作隣接権(複製権及び送信可能化権)の侵害にもつぱら用いられるものであると主張し、上記各権利に基づいて、Yに対し、その商品の使用等及び販売の差止め並びに廃棄を請求した事案である。

判旨は、「一般に、放送に係る音及び影像を複製し、あるいは放送を送信可能化する主体とは、実際に複製行為をし、あるいは実際に送信可能化行為をする者である」としつつも、「直接には、複製行為あるいは送信可能化行為をしない者であっても、現実の複製行為あるいは送信可能化行為の過程を管

5) 東京地決平成16年10月7日判時1895号120頁、判タ1187号335頁。

6) 大阪地判平成17年10月24日判時1911号65頁。

理・支配し、かつ、これによって利益を受けている者がいる場合には、その者も、著作権法による規律の観点からは、複製行為ないし送信可能化行為を直接に行う者と同視することができ、その結果、その者も、複製行為ないし送信可能化行為の主体となるということができると解するのが相当である」として、Yの利用主体性を判断する基準として、支配・管理性、利益性、行為の規範性を挙げている。

(4) まねきTV事件

本件は、Xが、「まねきTV」という名称で、利用者がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるようにするサービスを提供しているYに対して、そのサービスが、本件放送に係る債権者の送信可能化権を侵害していると主張して、本件放送の送信可能化行為の差止めを求める事案である。

判旨は、送受信の主体について、「本件サービスにおいては、〔1〕それに使用される機器の中心をなし、そのままではインターネット回線に送信できない放送波を送信可能なデジタルデータにする役割を果たすベースステーションは、名実ともに利用者が所有するものであり、その余は汎用品であり、本件サービスに特有のものではなく、特別なソフトウェアも使用していないこと、〔2〕一台のベースステーションから送信される放送データを受信できるのはそれに対応する一台の専用モニター又はパソコンにすぎず、一台のベースステーションから複数の専用モニター又はパソコンに放送データが送信されることは予定されていないこと、〔3〕特定の利用者のベースステーションと他の利用者のベースステーションとは、全く無関係に稼働し、それぞれ独立しており、Yが保管する複数のベースステーション全体が一体のシステムとして機能しているとは評価し難いものであること、〔4〕特定の利用者が所有する一台のベースステーションからは、当該利用者の選択した放送のみが、当該利用者の専用モニター又はパソコンのみに送信されるにすぎず、この点にYの関与はないこと、〔5〕利用者によるベースステーションへのアクセスに特別な認証手順を要求するなどして、利用者による放送の視聴を管理

することはしていないことに照らせば、ベースステーションにおいて放送波を受信してデジタル化された放送データを専用モニター又はパソコンに送信するのは、ベースステーションを所有する本件サービスの利用者であり、ベースステーションからの放送データを受信する者も、当該専用モニター又はパソコンを所有する本件サービスの利用者自身であるということが出来る」として、Yの利用主体性を否定した。

(5) ロクラク2事件

本件は、Xらが、「ロクラク<2>ビデオデッキレンタル」との名称で、ハードディスクレコーダー「ロクラク<2>」2台のうち1台を日本国内に設置して、受信するテレビジョン放送の放送波をその1台に入力するとともに、これに対応するもう1台を利用者に貸与又は譲渡することにより、当該利用者をして、日本国内で放送される放送番組の複製及び視聴を可能とするサービスを行うYに対して、Xらの著作権及び著作隣接権侵害の差止めを求めた事案である。

判旨は、「著作権法上の複製行為の主体が誰であるかは、当該複製行為を実際に管理しているかどうか、また、経済的利益を得ているかどうか等によって規範的見地から総合的に判断されるべきであり」とした上、「〔1〕本件サービスは、Y自身が本件サイトにおいて宣伝しているとおり、海外に居住する利用者を対象に、日本の放送番組をその複製物によって視聴させることのみを目的としたサービスである、〔2〕本件サービスにおいては、Y事務所にYが設置したテレビパソコン、テレビアンテナ、プースター、分配機、本件サーバー、ルーター、監視サーバー等多くの機器類並びにソフトウェアが、有機的に結合して1つの本件録画システムを構成しており、これらの機器類及びソフトウェアはすべてYが調達したYの所有物であって、Yは、上記システムが常時作動するように監視し、これを一体として管理している、〔3〕本件サービスで録画可能な放送は、Yが設定した範囲内の放送に限定されている、〔4〕利用者は、本件サービスを利用する場合、手元にあるパソコンか

ら、Yが運営する本件サイトにアクセスし、そこで認証を受けなければ、割り当てられたテレビパソコンにアクセスすることができず、アクセスした後も、本件サイト上で指示説明された手順に従って、番組の録画や録画データのダウンロードを行うものであり、Yは、利用者からの問合せに対し個別に回答するなどのサポートを行っている、というのである。これらの事情によれば、Yが相手方の放送に係る本件放送についての複製行為を管理していることは明らかである」としている。

(6) まとめ

以上の判例を見る限り、サービス提供者に対してその利用主体性を認めたものが多い。そしてその論拠は、一貫してシステムの支配・管理性と利益性を挙げている。これに加わるもう一つの論拠と言えるべきものは、サービス提供者が物理的な行為をしない場合でも、著作権法の規律的観点、いわゆる規範的行為主体概念が用いられているということである。これらの傾向は、従来判例によって形成されているカラオケ法理⁷⁾の影響を少なからず受けていることに由来するものであり、本件もその流れを踏襲したものと位置づけることができよう。また、システム支援型サービス提供者に対する著作権及び著作隣接権の侵害責任についての学説状況については、本稿で、詳しく述べることはできないが、サービス提供者に対する著作権の直接侵害を容認することに否定的な立場が多く、これをあくまで著作権の間接侵害として捉える傾向が強いように思われる⁸⁾。

7) カラオケ法理とは、最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁(クラブ・キャッツアイ事件)により確立されたもので、「物理的な利用行為の主体とは言いがたい者を管理(支配)性及び営業上の利用行為という2つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方」である(上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」紋谷暢男教授古希記念論文集刊行会『知的財産権法と競争法の現代的展開』(発明協会、2006年)783頁。

8) たとえば、吉田克己「著作権の「間接侵害」と差止請求」知的財産法政策学研究14号160頁以下を参照。

3. 韓国のアイメップス事件判決⁹⁾

本件類似の判決が、韓国においてもみられるが、そのアプローチや結論が異なり比較に値するのでここで紹介しておきたい。

(1) 事実の概要

本件は、Y(被申立人)の運営する<http://www.imeps.com>サイトのユーザらが、Yの開発したE-MAIL AUTOMATIONという音楽検索機能のプログラムを利用して、他のユーザらに対して、上記サイトのサーバにコンピューター圧縮ファイル形式で保存した音源をストリーミング方式により、聴取させることを可能にするサービスを提供したことについて、X(申立人で、社団法人韓国音源制作者協会)がYに対して、Yがレコード制作者らの著作隣接権のうち複製権と伝送権を侵害しており、少なくとも著作隣接権の侵害行為を幫助しているとして、侵害禁止仮処分を求めた事案である。

(2) 判旨

① 個別利用者らの著作隣接権侵害について

これについては、複製権の侵害有無と伝送権の侵害有無が争点となった。法院は、まず、複製権の侵害について、「音源の複製物を本件サイトのサーバーに蔵置する行為は、音を有形物に固定するものであり、当該レコード製作者の複製権を侵害する行為である」とした上、韓国著作権法第27条で規定する私的複製に該当するための要件として、営利を目的としないこと、個人的に利用または家庭及びこれに準じる限定された範囲内において利用することを挙げている。そして「利用者個人が本件音楽聴取サービスを利用する目的で音楽ファイルを保存する行為は、営利の目的がないものであって、私的利用のための複製に該当するものというべきであるため、Yの主張は理由

9) ソウル中央地方法院2005.5.30.日付2004카합3965決定。

がある」として、Yの私的複製の抗辯を認めた。

次に、利用者らの伝送権の侵害について、本件で伝送権侵害の判断対象となったYのサービスは、音楽聴取サービス¹⁰⁾、検索聴取サービス¹¹⁾、送受信機能及び音楽友人機能¹²⁾などの三つサービスであった。法院は、このうち、検索聴取サービスについてのみ判断をしている。そしてこのサービスについては、「本件サイトに接続した不特定多数の利用者らが個別的に選択した時間と場所で保管した音源を聴取できるように、著作物を有線通信の方法により利用に供する行為をしているといえる」として、伝送権の侵害を認めている。結局、法院は、本件サーバに蔵置する行為による利用者らの複製権侵害については、Yによる利用者らの私的利用のための複製であるという抗辯を認めて、Xの複製権侵害の主張を退けたが、検索聴取サービスを提供する行為による利用者の伝送権侵害については、Xの主張は認めたのである。

② Yの著作隣接権の侵害について

これについて争点となつてのは、Yが本件サービスについて個別利用者らと狭義の共同不法行為の責任¹³⁾(韓国民法第760条第1項)を負うのか、それとも幫助責任を負うのかであった。まず、共同不法行為責任について、判旨は、Yが「個別利用者らの具体的な不法伝送行為を確定的に認識したかどうかと本件検索聴取過程に本件サイトが積極的に関与しているかどうか」をその責任有無の判断基準としつつ、結論的には、Yによる疎明不足を理由に

10) これは、利用者が自分のアカウントに保管されている音楽ファイルを個人的に聴取することができるサービスである。

11) これは、利用者が本件サイトに接続して、ログイン過程を経て、本件プログラムの検索機能を利用して、他の利用者のアカウントにある音楽ファイルを検索して、検索した音楽ファイルを自由にストリーミングの方式で聴取することができるサービスである。

12) これは、Yにより実施予定のサービスであったため、その内容は明らかではない。

13) 大法院判例は、共同不法行為の成立要件として、「行為者との間に、意思の共通や行為の共同の認識まで必要であるとはいえないが、客観的にみて被害者に対する権利侵害が共同で行なわれ、その行為が損害発生について共通の原因となったと認められる場合でなければならず、またその行為は独立的に不法行為に該当すべきである」としている(大法院1989.5.23. 宣告87다카2723判決、大法院1996.5.14. 宣告95다4767判決)。

共同不法行為の責任を否定している。

次に、幫助責任¹⁴⁾(韓国民法第760条第3項)について、法院は、「利用者らによるデジタル形式の著作複製物の無断伝送が生じる蓋然性があるといえるべきであるが、そうであるとしてもこのようなすべての運営者らに画一的に利用者らの著作隣接権の侵害行為について幫助責任を負うとは断定できない」とし、その判断要素として、「サーバを通じて利用者らの無断伝送行為に係わっている程度、運営者の介入なくして利用者ら自らが無断伝送行為を行えるかどうか、著作隣接権などの侵害行為を行う利用者がある場合、運営者がこれを発見して、これについてのサービスの利用を制限できるかどうか、運用プログラムが音楽聴取以外に利用者らの著作隣接権などの侵害行為を容易にする他の機能を提供しているかどうか、運営者が利用者らの著作隣接権の侵害行為から利益を得る目的があるか若しくは将来利益を得る可能性の程度など」の事情を考慮して、「運営者が利用者らの無断伝送などによる著作隣接権などの侵害行為を未必的にこれを認識しながらもこれを容易に行なえるように助けた場合、またはこのような侵害行為を助けてはならないという注意義務があるにも拘わらずこれに違反するものと評価される場合にのみ幫助責任を認めるべきである」とした。結局、Yが「検索聴取サービス機能を提供していること、以前本件類似の事件が国内外で生じ、法的紛争にまで至ったこと、利用者らが本件サーバにアクセスしてから音楽聴取が可能であるので、IDを識別してそのアクセスを制限することにより利用者の利用行為を制限できること、将来認知度を利用して利益を得る可能性があること、検索聴取サービスにより音楽ファイルのオリジナルファイルの殆どが著作隣接権の侵害のおそれを経験則上充分に予想されること」を考慮して、Yに幫助責任があるとした。

14) 大法院判例は、「幫助」とは、不法行為を容易にさせる直接または間接のすべての行為を言うものであって、刑法とは違って、損害の填補を目的とし、過失を原則的に故意と同一視する民法の解釈としては、過失による幫助も可能であるといえるべきであり、この場合、過失の内容は、不法行為に助けてはいけないという注意義務があることを前提として、この義務に違反していることをいう」としている(大法院2003.1.10. 宣告2002다35850判決)。

(3) 本判決との比較

両事件において、システム上同じ点は、ユーザらが所有している著作物をサーバに蔵置することを許容していることであるが、アイメップス事件の場合、サーバに蔵置されたファイルに他のユーザがアプローチすることができ、サーバに蔵置されたファイルをインターネットに接続して、再生可能にし、その再生がストリーミング方式で行なわれている一方、MYUTA事件の場合、他のユーザらの本件サーバへの接続を許容せずに、アップロードをした利用者のみが携帯電話からの接続と再生を可能にし、その再生がストリーミング方式によるものではなく、ダウンロードをしてから行なわれるという点で根本的な違いが生じる。

両事件ともに争点となっているのは、サーバへの蔵置が複製権の侵害となるのかどうか、ユーザに対するファイル伝送が伝送権の侵害に該当するかどうかである。複製権侵害については、アイメップス事件の場合、ユーザの複製行為の主体性を認めるが、私的複製を理由に複製権成立を否定するのに対して、MYUTA事件の場合、サービス提供者が複製行為の主体として、侵害を認めていること及び共同不法行為の責任と幫助責任を認めていないことが両事件において大きく異なる点であるといえるが、伝送権の侵害については、両事件ともサービス提供者に伝送権の侵害を認めている点が同様である。ただし、アイメップス事件の場合、ファイルをアップロードしたユーザ以外の他のユーザに検索聴取サービスを提供することにより、Yが積極的に著作隣接権の侵害に係わる場合に限り、伝送権の侵害を認めて、ファイルをアップロードしたユーザが自ら利用する目的でファイルを聴取する場合には、サービス提供者に伝送権侵害を認めていない反面、MYUTA事件の場合、サーバにファイルを蔵置したユーザのみが当該音楽ファイルを携帯電話にダウンロードして聴取することができるようにしたサービスの場合でもサービス提供者は、伝送行為の主体となり、よって伝送権を侵害したものとなる点では結論を異にする。

[表1] MYUTA事件とアイメpps事件との比較

事件名	事件比較	ユーザ		サービス提供者			
		複製権侵害	伝送権侵害	複製権侵害	伝送権侵害	共同不法行為	帮助責任
アイメpps事件	① ユーザ所有の音楽ファイルをISPサーバに蔵置 ② 検索聴取サービスの提供 ③ 有無線通信でストリーミングによる再生 ④ 他のユーザによるアプローチ可能	X (私的複製に該当)	○ (他のユーザアクセス許容時のみ)	X	X	X	○ (ユーザの伝送権侵害行為について)
MYUTA事件	① ユーザ所有の音楽ファイルISPサーバに蔵置 ② 検索聴取サービス提供しない ③ 携帯電話(無線)でダウンロード後再生 ④ 他のユーザアプローチ不可能(1対1対応)	X	X	○	○	X	X

4. 検討

以上で紹介した日本の判例や韓国の判例の内容を紹介したが、以下では、これら特に韓国判例との比較の観点から、本件判決の内容を検討して終わりに代えたい。

(1) 行為の主体について

本件判決は、本件サービスにおいて、複製権と自動公衆送信権の侵害が成立することを前提として、これらの行為主体がユーザではないサービス提供者側であると判断された。そして複製権の主体と公衆送信権の主体について、本件判決がサービス提供者に利用行為主体性を認めた論拠は、上記判旨1及び判旨2で、既に述べたとおりである。

上記判旨1の〔1〕・〔2〕・〔3〕・〔4〕・〔6〕及び上記判旨2の〔1〕・〔2〕・〔3〕・〔5〕は、通常インターネットサービス提供者によって行なわれているものである。従って、本件で考えるべき特殊な事情というのは、前者の〔5〕と後者の〔4〕である。つまり、それは、ユーザにとって、個人レベルでCD等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することが、技術的に相当程度困難であることに対して、Yがシステム支援を行なうということを法的にどのように評価すべきか、である。

確かに、Yの支援によって、ユーザPCから携帯電話という異なる媒体へと著作物の複製が広がる可能性は、否定しがたい。しかし本件の場合は、その侵害責任を論じるうえで、特別な考慮が必要な部分があることに注目しておきたい。それは、X主張のように、Xは、ユーザが本件サーバに蔵置した音源データのファイルには、当該ユーザしかアクセスできず、1対1の対応関係であって、しかも常に同一人に帰するから、ユーザが専ら自分自身に向けて行っている自己宛の純粋に私的な情報伝達である、ということである。確かに、これ自体Yのサービスの支援がない限り、実現困難なものであるということは、容易に容認できる。その意味においては、本件サービスはユーザ側よりサービス提供者のYによって支配・管理されている面が強いとも言える。また、このように解しなければならぬ背景には、異なる媒体への著作物の複製の広がりについての文化産業の発展という観点(つまり、公正な利用に対する利益回収による産業発展)からの懸念が存在していることも容易に推測できる。

しかし本稿で述べた韓国の判決でも見られるように、サーバに蔵置した

音源データのファイルが1対1の対応関係ではない1対不特定多数に向けられるサービスでさえ、サービス提供者の複製権や公衆送信権の侵害は認められておらず、ただし幫助責任のみが認められている。本件判決のサーバへファイルをアップロードする行為は、複製権の侵害行為であり、それは利用者の原因行為により行われていることを看過すべきものではない。その意味では、利用者に一定の法的責任を追及することが可能であるように思われる。ただしそうした場合、利用者の行為を私的複製として捉えるべきかどうか、あるいはネットワーク上における複製を特別に捉えて、私的複製の許容範囲から除外すべきかどうか、という議論はまだ残っているであろう。私見としては、後者の見解に立つ場合でも、本件の場合は、上記アップロード行為は、個人認証を通じて、極めて限られている領域内で、公衆送信の目的がなく専ら利用者自らの使用目的で

なされたことに鑑みると、私的複製の範囲内のものとも受け止めることができる。

(2) 認証手続の解釈について

本件判決は、認証手続をYの支配管理性を認める根拠として用いるが、この認証手続は、当該ユーザがサーバにおいて割り当てられた領域を使用する正当な権限を有するのかどうかという真正性を確保し、本件サービスの対象が当該ユーザだけに向けられるという1対1の対応関係を確認し、第三者への送信や複製を防ぐための措置であるとも読み取れる。従って、本件サービスにおける認証手続は、Yの複製権または公衆送信権の直接侵害の根拠として用いることは避けるべきものと思われる。

(3) 公衆の意味について

本件判決は、公衆送信権の公衆について、「原告と個々のユーザとの一対一の関係ではなく、原告とユーザ全体との一対不特定多数の関係で判断すべきである」と述べている。本件サービスは、インターネット接続環境を有す

るパソコンと携帯電話(ただし、当面はau WIN端末のみ)を有するユーザが所定の会員登録を済ませれば、誰でも利用することができるものである。本件サービスにおけるシステムの利用自体が、特定または不特定多数の者に向けられているだけであって、そのシステムの利用結果として、当該ユーザがアップロードした自己所有のファイルは、あくまで自分に向けられたものであり、特定または不特定多数の者に向けて、そのアクセスを許容しまたは送信をするようなものでは決してない。故に、本件サービス自体は、公衆送信の目的のものではなく、本件判決は、公衆の解釈適用に誤りがあったものといえる。著作権法2条5項上の「公衆」という概念も、本件に当てはめというならば、当該ユーザがアップロードしたものが、本件システムの支援により、「特定かつ多数の者」の利用に向けられるような場合を想定して、規定されているものと推測できる。

5. まとめ

以上、MYUTA事件判決を素材に、サービス提供者の複製権及び公衆送信権の侵害成立有無について検討し、韓国のアイメップス事件判決との比較を通じて、両国の法適用上の相違を明らかにした。MYUTA事件判決の特徴は、本件サービスによる著作権侵害の責任をサービス提供者に問うべきか、それともユーザに問うべきかについて、サービス提供者に著作権の直接侵害を認めている点であろう。これは、少なくとも韓国の一連の類似判例において、サービス提供者に直接に侵害責任を問うよりは、民法上の共同不法行為責任または幫助責任などの問題として扱われてきた傾向とはかなり相違が見られるところである。MYUTA事件判決の影響により、類似のサービス提供者に取っては、大きな負担をもたらすものと言わざるを得ない。

アナログの著作物がデジタル化され、さらにネットワーク回線を通して、複製や伝送が同時多発的に行われる状況下においては、著作権や著作隣接権侵害の問題について、その法的責任を利用者かサービス提供者かいずれかの一方のみに追及することは困難であり、サービスの仕組みやユーザの利用形

態などの綿密に考慮した上で、責任の分配をも考慮に入れて、著作権者、利用者、サービス提供者すべての側が最大の満足をもたらす方向での法運用が望ましいと思われる。その意味において、かつて著作権とその制限について下された最高裁の判決¹⁵⁾が持つ意味は相当大きいと思われる。本件判決を通して、もう一度この最高裁の判決の趣旨に立ち戻って考える必要があるのではないであろうか。

今後システム支援型サービスが増えることが予想される状況だからといって、本件のようにすべての利用行為の責任をサービス提供者に負わせるのはコンテンツの自由な流通の促進を通じて、産業の発展を図ろうとする知的財産基本法の趣旨に相反する結果にならざるを得ない。今後の議論の方向としては、共同不法行為責任の成立可能性について、幫助行為責任の成立可能性についての議論も視野に入れる必要があろう。

15) 最高裁大法廷判決昭和三十八年二月二五日LEX/DB判例データベース27001959(昭和三十四年(オ)第七八〇号七八一号)。同判決は、「憲法二九条は、一項において「財産権は、これを侵害してはならない」旨規定し、私有財産制の原則を採るとはいっても、その保障は、絶対無制約なものでなく、二項において「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める」旨規定しているものであり、これは、一項の保障する財産権の不可侵性に対して公共の福祉の要請による制約を許容したものにほかならないことは、すでに累次の大法廷判決が判旨するところであつて(昭和三十九年(オ)第五四二号同三三年四月九日言渡民集一四卷五号七七一頁、同三十九年(オ)第二三二号同三五年六月一日言渡民集一四卷八号一三七六頁、同三〇年(オ)第九〇二号同三五年一月二二日言渡民集一四卷一四号三一四〇頁、同三二年(オ)第五七七号同三六年一月二五日言渡民集一五卷一号八七頁、同三四年(オ)第五〇二号同三七年六月六日言渡民集一六卷七号一二六五頁参照)、著作権法三〇条は、一定の場合に限って著作物を公益のため広く利用することを容易ならしめる目的で、同条一項各号の方法により著作物を複製することは偽作とみなさないものとした法規であり、同法二二条ノ七の録音物著作権についても、右三〇条一項八号により興行又は放送の用に供することは偽作とならないものとされているのである。

そして、右の如く著作物の利用を許容するのは一定の場合の利用に限定しており、かつ同条二項において、その利用の場合は利用者に出所明示義務を負わせて著作権者の保護をはかっているのである。すなわち、同条は、所論一項八号の規定を含めて、著作権の性質に鑑み、著作物を広く利用させることが要請され、前記のような要件のもとにその要請に応じるため著作権の内容を規制したものであつて、憲法二九条二項にそうものであり、これに違反するものでないということが出来る」として、著作権制限の趣旨を明らかにしている。

참고문헌

일본 문헌

上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」紋谷暢男教授古希記念論文集刊
行会変『知的財産権法と競争法の現代的展開』(発明協会、2006年)。
吉田克己「著作権の「間接侵害」と差止請求」知的財産法政策学研究14号。

참조 판결례

東京地決平成16年10月7日判時1895号120頁、判タ1187号335頁。
東京地判平成15年12月17日判時1845号36頁、判タ1145号102頁。
大法院2003.1.10. 宣告2002다35850判決)。
大法院1989.5.23. 宣告87다카2723判決。
大法院1996.5.14. 宣告95다4767判決)。
最高裁大法廷判決昭和三八年一二月二五日LEX/DB判例データベース
27001959(昭和三四年(オ)第七八〇号七八一号)。
大阪地判平成17年10月24日判時1911号65頁。
ソウル中央地方法法院2005.5.30.日付2004카합3965決定。

지적재산의 간접침해 – 일본 MYUTA사건과 아이맵스사건을 중심으로

高 栄洙

국문초록

본고는 일본의 MYUTA사건판결을 소재로 한국의 아이맵스사건판결과의 비교를 통해 디지털 네트워크 환경하에서 발생하는 인터넷서비스제공자의 저작권(특히 복제권 및 공중송신권) 침해 성립 유무에 대해서 양국의 법적용상의 차이를 밝혔다.

MYUTA사건판결의 특징은 본건 서비스에 의한 저작권 침해의 책임을 서비스 제공자에게 물어야 할지 아니면 사용자에게 물어야 할지에 대해서 서비스 제공자에게 저작권의 직접 침해를 인정하고 있는 점이다. 또한 인터넷서비스제공자가 물리적인 행위를 하지 않을 경우라도 저작권법의 규율적 관점 소위 규범적 행위주체개념을 이용하여 책임 인정범위를 넓히고 있는 점이다.

이러한 경향은 일본의 종래 판례에 의해 형성되어 온 가라오케 법리의 영향을 적지 않게 받고 있는 것에 유래하는 것이라 할 수 있고 그 논거로서 일관되게 시스템의 지배·관리성과 이익성이 이용되고 있다.

다만, 학설상으로는 시스템 지원형 서비스 제공자에게 대한 저작권 및 저작 인접권의 침해 책임에 대해서는 인터넷서비스제공자에게 대한 저작권의 직접 침해를 용인하는 것에 부정적인 입장이 많고 이를 어디까지나 저작권의 간접침해로 해석하는 경향이 강한 것으로 이해된다. 따라서 적어도 한국의 일련의 유사 판례에 있어서 서비스 제공자에게 직접침해 책임을 묻기보다는 민법상의 공동불법행위책임 또는 방조책임 등의 문제로 취급해온 온 경향과는 상당히 차이가 있어 보인다.

향후 검토 과제로서 사용자가 물리적인 직접 이용 행위(예를 들면, 사용자의 PC로부터 인터넷서비스제공자의 서버에의 복제 행위나 서버로부터 휴대폰에의 송신 행위)에 대해서 충분한 법적 판단(소위 사적복제의 성립 여하)을 하지 않고, 인터넷서비스제공자의 행위에 대한 법적 판단을 곧바로 할 수 있는가와 인터넷서비

스제공자에 의한 시스템의 지배·관리성을 이유로 그를 그 이용 주체의 범위에 포함할 수 있는가이다.

아나로그 저작물이 디지털화되고 나아가 네트워크 회선을 통해 복제나 전송이 동시 다발적으로 행해지는 상황하에 있어서는 저작권이나 저작권접권 침해의 문제에 대해 그 법적 책임을 이용자나 인터넷서비스제공자의 어느 한 쪽에만 인정하는 것은 곤란하고 해당 제공서비스의 구조나 이용자의 이용 형태 등 면밀히 검토하고 책임 분배도 고려해서 저작권자와 이용자 그리고 인터넷서비스제공자 모두가 최대의 만족을 가져올 수 있는 방향에서의 법운용이 바람직하다고 생각된다.

주제어

저작권, 저작권접권, 공중송신권, 복제권, 간접침해